2019年9月19日
稲葉

町田市史を読む会　第3章1節（P481～P502）

戦国時代の町田ー後北条五代の盛衰と市城ー

①　北条氏の系譜

皆が平和に暮らせる理想国家づくりを目指した北条一族

1456～1519

武にして禅にゆく人　初代　早雲

禅を学んだ教養人でもあり、領民の安寧を理想とする国づくりを行った。領国経営でも優れており、他の大名に先駆けて検地や減税政策の四公六民などの改革を行い、以後五代百年にわたる北条の時代の礎を築いた。

1487～1541

善く兵を用い、父の遺訓を守る　二代　氏綱

伊勢から北条への改姓、虎朱印状の創出など、北条氏の基礎を整備した人物。
また、領国を武蔵（東京都・埼玉県）、駿河、下総（千葉県の一部）にまで拡大、東国の領主としての地位を確立した。

1515～1571

文武両道の名将　三代　氏康

大規模な検地を行い、税制改正を実施、家臣の軍役などの役割負担を把握するなど、領国の支配体制を本格的に整えたことで知られている。天文15年（1546）河越夜戦に勝利、勢力範囲を上野（群馬県）にまで拡大する。

1538～1590

関八州に武威をふるい、恐れざる敵なし　四代　氏政

永禄4年（1561）の上杉謙信、永禄12年（1569）の武田信玄による小田原攻めを退ける。
天生18年（1590）豊臣秀吉による小田原攻めの敗北により切腹。

1562～1591

大城に有て天下を引請　五代　氏直

武田氏、織田信長が亡くなった後、上野、下総（栃木県）方面に積極的に軍勢を派遣、北条氏の支配領域は最大に達する。しかし、小田原合戦敗北の後、高野山へ追放され、その翌年に亡くなる。
こうして約百年にわたる戦国大名北条氏による関東支配は終わりを告げる。

北条氏五代系譜

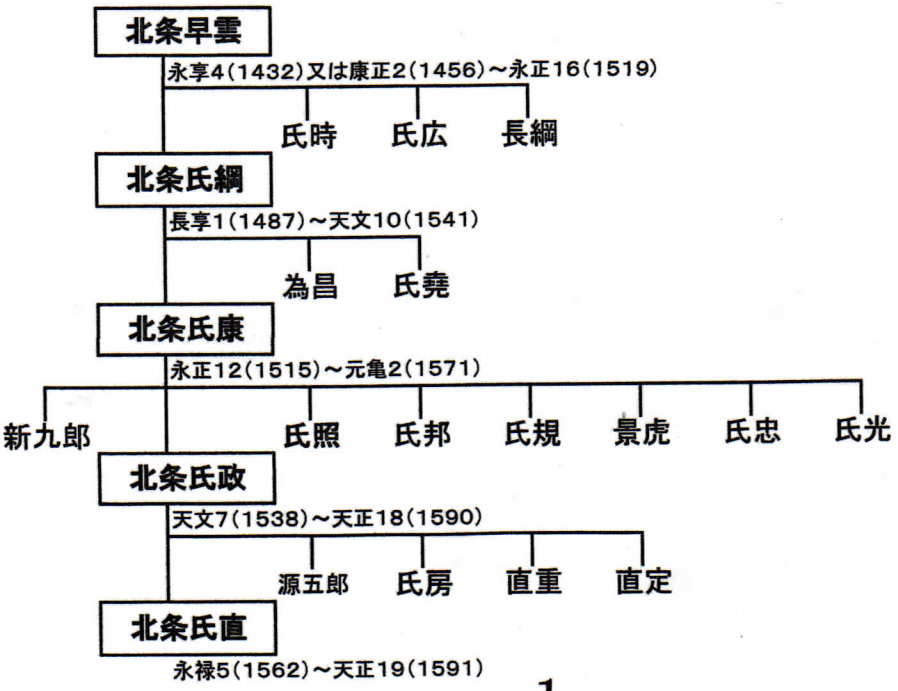

②

当麻山 無量光寺

③

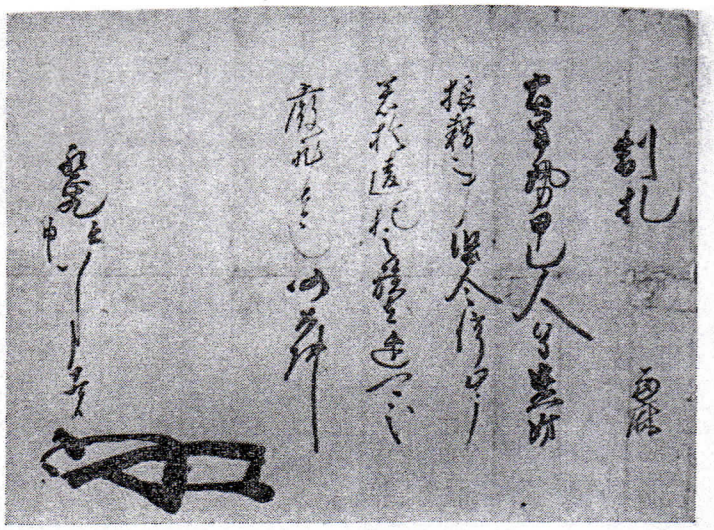

第一編　中世資料編（無量光寺文書）

（7）

〔無量光寺文書〕　相模原市当麻　無量光寺所蔵

一〇

七　伊勢宗瑞（長氏）制札（五〇）

制札　当麻

右は、軍勢甲乙人等の濫妨狼藉の事、堅く停止せしめおわんぬ。もし違犯の族に於ては、速かに厳科に処すべきものなり。よって件の如し。

永正九壬申八月十九日　（花押）

〔解説〕伊勢宗瑞（長氏・早雲）の制札である。この年（一五一二）八月十三日、三浦道寸を岡崎城に攻めた早雲の軍勢は、二手にわかれて、一軍は矢倉沢往還を経て、高座郡の当麻を占領した。当麻が武蔵に通ずる要地であったからであろう。この文書は、早雲が北相の要点にその勢力をのばした史料として、きわめて重要なものである。ときに早雲は、すでに八十一歳の老年であったけれども、その花押が堂々している点は、さすがに戦国の英雄にふさわしいではないか。

④

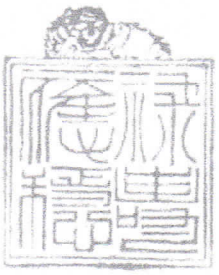

虎の印判

縦横およそ7.5cmの方印の上に虎がうずくまる姿を配している。印文は「禄壽應穏」。現在、確認できる最古のものは永正１５年（1518）１０月８日、伊豆の木負（静岡県沼津市）に宛てたもので、早雲から氏綱への代替わりとの関連が指摘される。この印により在地支配が直接的になるなど、行政的にも進化したといえる。天正１８年（1590）の北条氏の滅亡まで、当主の印として使用された。

⑤

新旧勢力の戦い

北条氏	VS	足利&山内・扇谷上杉氏
北条氏康	総大将	足利晴氏
1万1000（河越城内3000、氏康軍8000）	戦力	8万（実際は2～3万とも）
北条綱成、多目元忠など	主な武将	上杉憲政、上杉朝定など

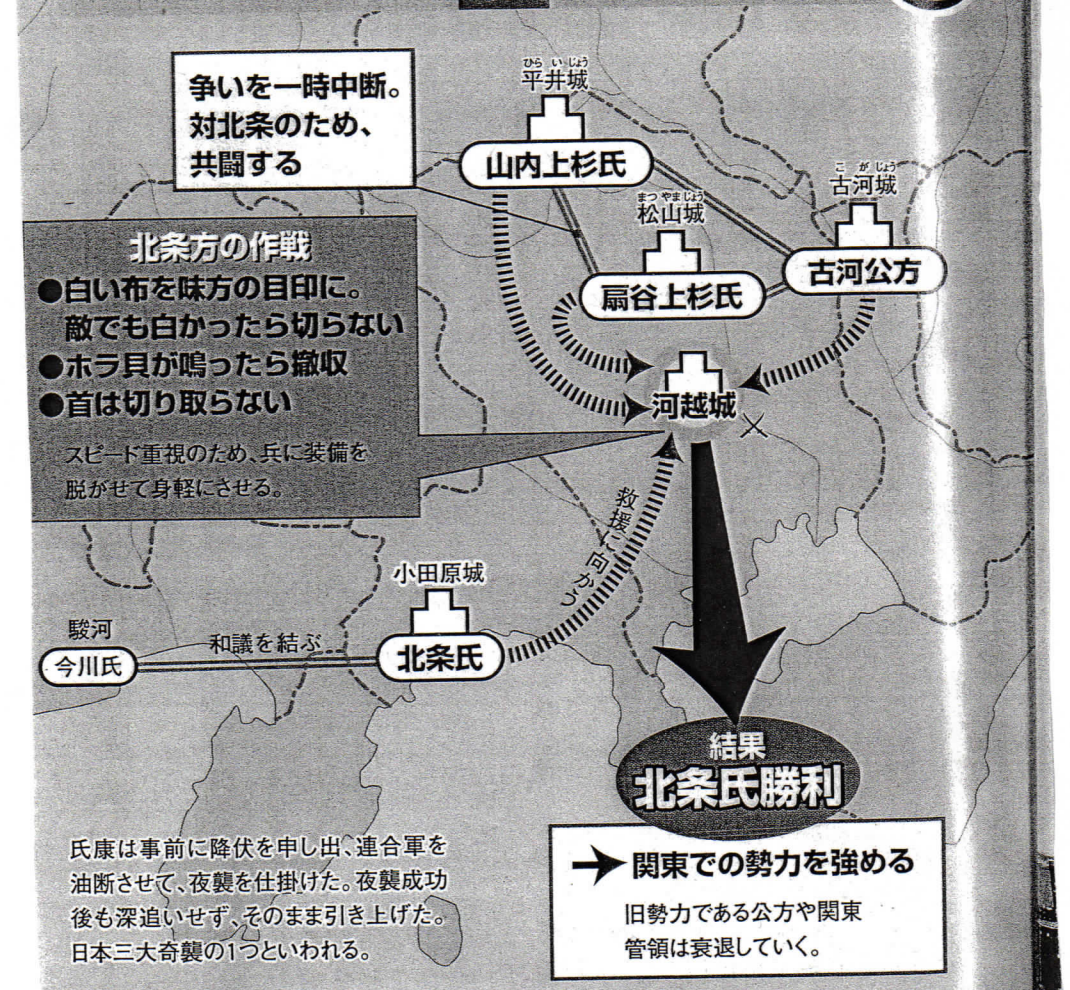

北条方の作戦

- 白い布を味方の目印に。敵でも白かったら切らない
- ホラ貝が鳴ったら撤収
- 首は切り取らない

スピード重視のため、兵に装備を脱がせて身軽にさせる。

氏康は事前に降伏を申し出、連合軍を油断させて、夜襲を仕掛けた。夜襲成功後も深追いせず、そのまま引き上げた。日本三大奇襲の1つといわれる。

→関東での勢力を強める

旧勢力である公方や関東管領は衰退していく。

四月二十日子の刻（午前〇時～二時頃）、氏康は包囲軍を急襲した。両上杉の旗は瞬く間に崩れ、包囲兵は蜘蛛の子を散らすように四散した。砂久保の足利晴氏の陣ではこれを迎え撃とうとしたが、そのとき河越城の城門が開き、一斉に城兵三千余騎が飛び出してきたため、晴氏の兵も算を乱して逃げ散った。

この日、最も激戦だったのは、城の北、東明寺付近である。扇谷上杉朝定は乱戦の中で戦死し、山内上杉憲政は上野平井城へ敗走した。足利晴氏も同様に下総古河へ撤退していった。この日の戦いで、古河公方と両上杉陣営は一万三千余人の死者を出したという。

これ以降、両上杉氏及び古河公方ら旧勢力の権威は目に見えて衰え、関東の覇権は北条氏へと移っていくこととなる。

（三間冬馬・ライター）

河越城（川越城）

現在の埼玉県川越市に一部が残り、関東の名城の一つに数えられる河越城。これは、もともと扇谷上杉氏が足利将軍家に対抗するために、家臣の太田道真・道灌父子に命じて築いた城で、難攻不落の平城といわれている。

関東を制するための好立地だったため、北条氏二代目の氏綱がこの城を奪取した。

【河越夜戦直前の外交関係図】

川越（河越）城
本丸門の跡

北条綱成は、氏康の命に従って河越城を死守。写真の石碑の周辺においても、守旧派連合軍との間で激しい攻防戦が繰り広げられたと想定される。なお、河越城は江戸時代になると、川越城と表記されるようになる。

上杉憲政
（山内上杉家）
北条氏の勢力拡大に歯止めをかけるため、守旧派連合を結成

同盟

武田信玄
義元とは縁戚関係を軸に同盟を締結。氏康との関係改善を模索

同盟

上杉朝定
（扇谷上杉家）
河越城奪還のため、泥沼の抗争劇を繰り広げた山内上杉と和睦

攻撃　攻撃

北条綱成
河越城
氏康の妹を妻に迎える。主君の厳命を忠実に履行して城を死守

同盟

攻撃

今川義元
駿河東部において氏康と国境紛争を展開。守旧派連合と同盟を締結

足利晴氏
（古河公方）
氏康の妹を妻に迎えたが、大勢に順応して守旧派連合に加担

救援

敵対

政略結婚で縁戚関係に

北条氏康
武蔵一国を併合する勢いにあったが、守旧派連合の結成で窮地へ

武田信玄／山梨県立博物館蔵
今川義元／大聖寺蔵

東海～関東
河越夜戦 北条の飛躍

◆関東旧勢力が手を組む

享徳の乱以降、関東管領の上杉氏は、扇谷上杉と山内上杉とに分かれて内紛を繰り返していた。それをよいことに、北条氏は、相模だけでなく、武蔵へと領地を広げようとしていた。この新勢力の台頭に大きな危機感を抱いたのが、上杉氏らの旧勢力だった。

関東管領の上杉氏は、内輪もめをしている場合ではなくなった。古河公方の足利晴氏らと手を組み、八万もの大連合軍をつくって、北条氏に対抗。北条氏が武蔵攻撃の拠点としていた河越城を包囲、六か月にわたって兵糧攻めを続けた。

◆氏康の奇策

北条氏三代目・氏康の娘婿である綱成が、三〇〇〇人の兵だけで必死に河越城を守り抜くなか、氏康は援軍を出そうに出せない状態だった。本拠地の背後には駿河の今川義元や武田信玄などの強豪がいて、小田原城が襲われる恐れがあったためだ。

国境を補強してようやく救援に向かった氏康。まず旧勢力の連合軍に対して無条件降伏を申し入れたが、それは拒否される。連合軍は、降伏しようとしたり、攻めてもすぐに逃げたりする弱腰の態度を見て、すっかり油断。その機に乗じて、電光石火の奇襲を仕掛けたのだった。

⑥ 『北条氏所領役帳』の作成

氏康が家臣たちに知行役を賦課するための基本台帳として、その所領と知行高を調査させ、作成されました。

北条領国の各城には小田原衆以下の衆＝地域軍団等が配置されており、**『北条氏所領役帳』**には、永禄２年(1559)2月時点における構成が示されております。衆の編成は検地を基礎として税制の整備などと一体的に進められ、各衆構成員には知行貫高に応じて、知行役－軍役（合戦の時に兵を率いて出陣する）・普請役・出銭－が課されました。

なお、一般的には『小田原衆所領役帳』の名で知られていますが、その書名は、最初の小田原衆の台帳の名前が、全体の書名として誤って伝えられたもので、現在では『北条氏所領役帳』と呼ばれています。

(第2表)

順位	衆別	人数	役高 貫文
1	江戸衆	103	16780.528
2	小田原衆	34	9287.979
3	御馬廻衆	94	8426.524
4	御家門衆	17	7760.243
5	玉縄衆	18	4257.243
6	他国衆	28	3617.737
7	小机衆	29	3438.192
8	伊豆衆	29	3392.864
9	松山衆	15	3390.427
10	三浦衆	32	3344.188
11	諸足柄衆	20	2260.780
12	津久井衆	57	1697.293
13	寺領	28	1289.266
14	御家中役之衆	17	1213.799
15	社衆	13	1113.232
16	職人衆	29	897.957
	計	560	72168.259

『北条氏所領役帳』の構成
（杉山博校訂『小田原衆所領役帳』）

（第１表） 後北条氏衆別役高比較表

衆別＼役高	1000貫文以上	500貫文以上	100貫文以上	50貫文以上	10貫文以上	10貫文以下	計(人)
小田原衆	1	4	16	8	5	0	34
御馬廻衆	0	2	24	22	43	3	94
玉縄衆	1	1	7	5	3	1	18
江戸衆	4	4	28	21	39	7	103
松山衆	1	2	1	7	3	1	15
伊豆衆	0	2	6	4	17	0	29
津久井衆	1	0	1	4	11	40	57
諸足軽衆	0	0	11	3	5	1	20
職人衆	0	0	2	2	13	9	26
他国衆	0	0	6	4	13	3	28
社領	0	0	3	5	5	0	13
寺領	0	0	5	5	11	7	28
御家門方	1	0	10	4	2	0	17
御家中役之衆	0	0	6	5	6	0	17
(半役)三浦衆	1	1	5	4	21	0	32
小机衆	1	0	5	6	16	1	29
小計	11	18	136	109	213	73	560

				貫	文
6	他国衆	28	3617.737		
	①小山田弥三郎	以下①～㉘		419	812
	②小山田弥五郎			381	100
	③飯富(おぶ)左京亮			100	
	④向山			57	241
	⑤難波田後家			38	105
	⑥三田弾正少弼(だんじょうしょうひつ)			507	900
	⑦境野越前守			30	
	⑧師岡山城守			45	
	⑨平山長寿			16	228
	⑩平山善九郎			16	700
	⑪太田美濃守			776	400
	⑫太田源五郎			200	
	⑬春日兵庫助			50	
	⑭細谷新八			31	443
	⑮養竹院			47	
	⑯大窪丹後・内匠助・勘解由			55	
	⑰柏原			13	
	⑱山口平六			40	
	⑲案独斎				
	⑳三戸十郎				
	㉑難波田与太郎		⑲⑳㉑計	523	470
	㉒原上総介			6	387
	㉓酒井中務丞			14	281
	㉔酒井左衛門			8	707
	㉕由井領			122	423
	㉖大石信濃守			6	
	㉗成田下総守			83	800
	㉘高城			27	345
	小計			3610	7342
		28	3617.737	3617	

⑦ 小山田信有 (弥三郎)

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

小山田 信有（おやまだ のぶあり、? - 永禄8年8月20日（1565年9月14日）?）は、戦国時代の武将。甲斐武田氏家臣で譜代家老衆。甲斐東部郡内地方の国衆である小山田氏当主。

幼名は鶴千代丸で、通称は弥三郎。父は出羽守信有。次代の小山田信茂（左兵衛信茂、幼名は藤若丸で通称は弥五郎か）と同一人物とされていたが、近年は別人で信茂の兄にあたることが指摘されている[1]。妻は存在したと見られるが不詳[2]。

⑧ 他国衆

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』(2015/07/02 15:28 UTC 版)

戦国大名は積極的に国外経略を行い拡大領国を形成していくが、征服された在地領主（国衆）のうち大名家に臣従したものは直臣として家臣団に加えられた。他国衆は本国に知行地を持ち大名家の家中を構成するの譜代家臣とは異なる存在であるが、他国衆は本国に知行地をもつ有力他国衆から、知行地が少なく有力家臣の同心衆を構成する小規模なものまで性格が異なるが、他国衆の知行地は領国拡大過程において他国との最前線にあたるため、他国衆の扱いは重要視されていた。

他国衆が大名家に従属するケースは様々で、調略により積極的に臣従するケースや合戦の末に降伏して臣従したケース、あるいは旧領回復のため大名家に臣従するケースなど様々であるが、出仕の際には取次役を通じて知行安堵などの起請文を交わし、本国へ妻子などを人質に出す手続きが取られる。

一般的に他国衆はそれぞれの地域名を冠して「～衆」と呼称されることが多い。「他国衆」は相模国の後北条氏などにおいて用いられており、甲斐国の武田氏では「先方衆」と呼ばれている。

⑨-1

指出検地(さしだしけんち)とは - コトバンク

指出検地

戦国時代から江戸時代初頭にかけて行われた検地の一方法。最高支配者ないし大名が直接立入り調査することなく、領内の家臣にそれぞれ知行する土地の等級・面積・作人・分米(ぶんまい)などを書いて指出させた。これを指出検地という。今川、後北条(ごほうじょう)、武田、上杉、朝倉、織田(おだ)、毛利(もうり)氏らの戦国諸大名の検地は、ほとんどこの方法である。とくに織田信長が1580年（天正8）滝川一益(たきがわかずます)、惟任長秀(これとうながひで)を大和(やまと)に派遣して、興福寺領など国内の寺社本所領に指出を強制的に提出させたことは有名である。太閤(たいこう)検地以降は、検地奉行(ぶぎょう)が現地に臨んで測量調査するのを原則としたが、その場合でも、あらかじめ指出を提出させて、それを基礎に検地することも多かったようである。このように指出を併用する検地は、江戸時代初頭の慶長(けいちょう)年間（1596～1615）までみられ、その後はまったく姿を消してみられない。［宮川　満］

代替検地…天文１０年の氏綱から氏康への家督譲与に際して施行した。

⑩ 畠山重忠の乱

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』（2019/01/18 14:58 UTC 版）

畠山重忠の乱（はたけやましげただのらん）は、鎌倉時代初期の元久2年6月22日（1205年7月10日）、武蔵国二俣川（現神奈川県横浜市旭区保土ケ谷区）において、武蔵国の有力御家人・畠山重忠が武蔵掌握を図る北条時政の策謀により、北条義時率いる大軍に攻められて滅ぼされた事件。鎌倉幕府内部の政争で北条氏による有力御家人排斥の一つ。

戦争：鎌倉幕府の内乱	
年月日：元久2年6月22日（1205年7月10日）	
場所：武蔵国二俣川（現神奈川県横浜市旭区保土ケ谷区）	
結果：北条氏の勝利	
交戦勢力	
北条氏・鎌倉御家人	畠山氏
指導者・指揮官	
北条義時	畠山重忠 †
戦力	
数千騎	130 - 140騎
損害	
不明	壊滅

⑨-2

癸卯の年

西暦年を60で割って43が余る年が癸卯の年となる。

癸卯の年

1千年紀	2千年紀	3千年紀
▪ 43年	▪ 1003年	▪ 2023年
▪ 103年	▪ 1063年	▪ 2083年
▪ 163年	▪ 1123年	▪ 2143年
▪ 223年	▪ 1183年	▪ 2203年
▪ 283年	▪ 1243年	▪ 2263年
▪ 343年	▪ 1303年	▪ 2323年
▪ 403年	▪ 1363年	▪ 2383年
▪ 463年	▪ 1423年	▪ 2443年
▪ 523年	▪ 1483年	▪ 2503年
▪ 583年	▪ 1543年	▪ 2563年
▪ 643年	▪ 1603年	▪ 2623年
▪ 703年	▪ 1663年	▪ 2683年
▪ 763年	▪ 1723年	▪ 2743年
▪ 823年	▪ 1783年	▪ 2803年
▪ 883年	▪ 1843年	▪ 2863年
▪ 943年	▪ 1903年	▪ 2923年
	▪ 1963年	▪ 2983年

⑪ 小山田左兵衛尉信茂・小山田左兵衛尉信茂（おやまださひょうえのじょうのぶしげ）（天文９年？～天正１０年３月24日）

小山田氏は、武田家の一門衆（御親類衆）の待遇を受けた名族で、中津森（後に谷村）に館を構えて、都留郡を支配した強豪であった。信茂は、兄弥三郎信有（のぶあり）が、永禄8年（１５６５）8月に 病没したため、家督を相続した。武田信玄が、関東で北条氏とともに、上杉謙信と対決した際には、 上野原加藤氏とともに、しばしば援軍として派遣されている。永禄１２年（１５６９）に信玄が北条氏 を攻めた際には、信茂は別動隊として、武蔵国に侵攻し、十々里（ととり）峠の合戦で北条氏照軍を撃破して、 滝山城を囲む信玄本体と合流している。勝頼時代には、武田信豊とともに武田氏を支え、上杉氏との同盟締結 では中心的役割を果たした。武田氏滅亡後、織田軍に捕らわれ、甲斐善光寺で処刑された。

『小山田左兵衛尉信茂屋敷跡』説明より

■小山田左兵衛尉信茂屋敷跡

屋敷跡

⑫ 三増合戦場跡（愛川町指定史跡）

永禄12年（1569）10月、甲斐の武田信玄は総勢2万の兵を率いて北条氏康の小田原城を包囲攻撃しますが、攻略することはできず、帰路を三増峠にとりました。これを察知した氏康は幕下の将兵2万を三増に進出させます。10月6日、三増山地一帯の武田陣に対し北条軍は随所に出撃し激戦となりました。緒戦は北条軍有利に展開しますが、武田方遊軍が背後から挟撃すると、北条軍は総くずれとなり敗走しました。『甲陽軍鑑』には、戦死者は北条方3,269人、武田方900人と記されています。関係史跡として今日に伝わるものに、信玄の旗立て松・浅利信種墓所・首塚・胴塚などがあります。

三増合戦場跡／愛川町ホームページ

⑫ 三増合戦場跡（愛川町指定史跡）

永禄12年（1569）10月、甲斐の武田信玄は総勢2万の兵を率いて北条氏康の小田原城を包囲攻撃しますが、攻略することはできず、帰路を三増峠にとりました。これを察知した氏康は幕下の将兵2万を三増に進出させます。10月6日、三増山地一帯の武田陣に対し北条軍は随所に出撃し激戦となりました。緒戦は北条軍有利に展開しますが、武田方遊軍が背後から挟撃すると、北条軍は総くずれとなり敗走しました。『甲陽軍鑑』には、戦死者は北条方3,269人、武田方900人と記されています。関係史跡として今日に伝わるものに、信玄の旗立て松・浅利信種墓所・首塚・胴塚などがあります。

三増合戦場跡／愛川町ホームページ

年月日：天正3年5月21日（1575年6月29日）	
場所：三河国長篠城・設楽原(設楽ヶ原)	
結果：織田・徳川連合軍の圧勝	
交戦勢力	
織田・徳川連合軍	武田軍

⑬ 長篠の戦い

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

長篠の戦い（ながしののたたかい、長篠の合戦・長篠合戦とも言う）は、戦国時代の天正3年5月21日（1575年6月29日）、三河国長篠城（現愛知県新城市長篠）をめぐり、3万8千の織田信長・徳川家康連合軍と、1万5千の武田勝頼の軍勢が戦った合戦である。

決戦地が設楽原（設楽ヶ原、したらがはら）および有海原（あるみ原）（『藩翰譜』、『信長公記』）だったため、長篠設楽原（設楽ヶ原）の戦い（ながしの したらがはら の たたかい）と記す場合もある。

⑭ 御館の乱

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

御館の乱（おたてのらん）は、天正6年（1578年）3月13日の上杉謙信急死後、上杉家の家督の後継をめぐって、ともに謙信の養子である上杉景勝（長尾政景の実子）と上杉景虎（北条氏康の実子）との間で起こった越後のお家騒動。景勝が勝利し、謙信の後継者として上杉家の当主となり、後に米沢藩の初代藩主となった。景虎と、景虎に加担した山内上杉家元当主・上杉憲政らは敗死した。

御館とは、謙信が関東管領上杉憲政を越後に迎えた時に、その居館として春日山城下に建設された関東管領館のことで、後に謙信も政庁として使用した。現在の直江津駅近くに当時の御館の跡が御館公園として残っている。

御館の乱	
戦争：戦国時代	
年月日：天正6年（1578年）	
場所：越後国内	
結果：上杉景勝方の勝利	
交戦勢力	
上杉景勝	上杉景虎

⑮ 山崎の戦い

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

> この記事には参考文献や外部リンクの一覧が含まれていますが、**脚注による参照が不十分であるため、情報源が依然不明確です。**適切な位置に脚注を追加して、記事の信頼性向上にご協力ください。（2018年3月）

山崎の戦い（やまざきのたたかい）は、天正10年（1582年）6月2日の本能寺の変を受け、備中高松城の攻城戦から引き返してきた羽柴秀吉軍が、6月13日（西暦7月2日）に摂津国と山城国の境に位置する山崎（大阪府三島郡島本町山崎、京都府乙訓郡大山崎町）において、織田信長を討った明智光秀の軍勢と激突した戦い。

古来天王山の戦いと呼ばれてきた合戦の現代的表現で、山崎合戦とも呼ばれる。

⑯ 賤ヶ岳の戦い

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

賤ヶ岳の戦い（しずがたけのたたかい）は、天正11年（1583年）4月、近江国伊香郡（現：滋賀県長浜市）の賤ヶ岳付近で起きた羽柴秀吉と柴田勝家の戦いである。この戦いは織田勢力を二分する激しいものとなり、これに勝利した秀吉は亡き織田信長が築き上げた権力と体制を継承し天下人への第一歩がひらかれた。

戦争：安土桃山時代	
年月日：天正11年4月	
場所：近江国伊香郡賤ヶ岳付近	
結果：羽柴軍の勝利 ・ 勢力の掌握	
交戦勢力	
羽柴軍	柴田軍

⑰ 小牧・長久手の戦い

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

小牧・長久手の戦い（こまき・ながくてのたたかい）は、天正(てんしょう)12年（1584年）3月から11月にかけて、羽柴秀吉（1586年、豊臣賜姓）陣営と織田信雄・徳川家康陣営の間で行われた戦い。尾張北部の小牧城、犬山城、楽田城を中心に、尾張南部、美濃西部、美濃東部、伊勢北部、紀伊、和泉、摂津の各地で合戦が行なわれた。また、この合戦に連動した戦いが北陸、四国、関東でも起きており、全国規模の戦役であった。名称に関しては、江戸時代の合戦記では「小牧」や「長久手」を冠したものが多く、明治時代の参謀本部は「小牧役」と称している。ほかに「小牧・長久手の役」、「天正十二年の東海戦役」という名も提唱されている[3][4][5][6][注1]。

戦争：小牧・長久手の戦い	
年月日：天正12年（1584年）3月－11月	
場所：小牧山・長久手 他	
結果：羽柴軍の戦略的勝利。（美濃、伊賀、伊勢南部における織田信雄の影響力を排除） 徳川・織田連合軍の戦術的勝利	
交戦勢力	
羽柴軍	織田・徳川連合軍

年号表

附　年号の読み方

大化	645～	649
白雉	650～	54
(白鳳	672～	85)
朱鳥		686
大宝	701～	03
慶雲	704～	07
(奈良)		
和銅	708～	14
霊亀	715～	16
養老	717～	23
神亀	724～	28
天平	729～	48
天平感宝		749
天平勝宝	749～	56
天平宝字	757～	64
天平神護	765～	66
神護景雲	767～	69
宝亀	770～	80
天応	781～	
(平安)		
延暦	782～	805
大同	806～	09
弘仁	810～	23
天長	824～	33
承和	834～	47
嘉祥	848～	50
仁寿	851～	
斉衡	854～	56
天安	857～	58
貞観	859～	76
元慶	877～	84
仁和	885～	88
寛平	889～	97
昌泰	898～	900
延喜	901～	22
延長	923～	30
承平	931～	37
天慶	938～	46
天暦	947～	56
天徳	957～	60
応和	961～	63
康保	964～	67
安和	968～	69
天禄	970～	72
天延	973～	75
貞元	976～	77
天元	978～	82
永観	983～	84
寛和	985～	86
永延	987～	88
永祚	989	
正暦	990～	94
長徳	995～	98
長保	999～	1003
寛弘	1004～	11
長和	1012～	16
寛仁	1017～	20
治安	1021～	23
万寿	1024～	27
長元	1028～	36
長暦	1037～	39
長久	1040～	43
寛徳	1044～	45
永承	1046～	52
天喜	1053～	57
康平	1058～	64
治暦	1065～	68
延久	1069～	73
承保	1074～	76
承暦	1077～	80
永保	1081～	83
応徳	1084～	86
寛治	1087～	93
嘉保	1094～	95
永長	1096	
承徳	1097～	98
康和	1099～	1103
長治	1104～	05
嘉承	1106～	07
天仁	1108～	09
天永	1110～	12
永久	1113～	17
元永	1118～	19
保安	1120～	23
天治	1124～	25
大治	1126～	30
天承	1131	
長承	1132～	34
保延	1135～	40
永治	1141	
康治	1142～	43
天養	1144	
久安	1145～	50
仁平	1151～	53
久寿	1154～	55
保元	1156～	58
平治	1159	
永暦	1160	
応保	1161～	62
長寛	1163～	64
永万	1165	
仁安	1166～	68
嘉応	1169～	70
承安	1171～	74
安元	1175～	76
治承	1177～	80
		(83)
養和	1181	
(鎌倉)		
寿永	1182～	
元暦	1184	
文治	1185～	89
建久	1190～	98
正治	1199～	1200
建仁	1201～	03
元久	1204～	05
建永	1206	
承元	1207～	10
建暦	1211～	12
建保	1213～	18
承久	1219～	21
貞応	1222～	23
元仁	1224	
嘉禄	1225～	26
安貞	1227～	28
寛喜	1229～	31
貞永	1232	
天福	1233	
文暦	1234	
嘉禎	1235～	37
暦仁	1238	
延応	1239	
仁治	1240～	42
寛元	1243～	46
宝治	1247～	48
建長	1249～	55
康元	1256	
正嘉	1257～	58
正元	1259	
文応	1260	
弘長	1261～	63
文永	1264～	74
建治	1275～	77
弘安	1278～	87
正応	1288～	92
永仁	1293～	98
正安	1299～	01
乾元	1302	
嘉元	1303～	05
徳治	1306～	07
延慶	1308～	10
応長	1311	
正和	1312～	16
文保	1317～	18
元応	1319～	20
元亨	1321～	23
正中	1324～	25
嘉暦	1326～	28
元徳	1329～	30
元弘	1331～	33
(南朝)		
建武	1334～	35
延元	1336～	39
興国	1340～	45
正平	1346～	69
建徳	1370～	71
文中	1372～	74
天授	1375～	80
弘和	1381～	83
元中	1384～	91
(北朝)		
元徳	1329～	31
正慶	1332～	33
建武	1334～	37
暦応	1338～	41
康永	1342～	44
貞和	1345～	49
観応	1350～	51
文和	1352～	55
延文	1356～	60
康安	1361	
貞治	1362～	67
応安	1368～	74
永和	1375～	78
康暦	1379～	80
永徳	1381～	83
至徳	1384～	86
嘉慶	1387～	88
康応	1389	
(室町)		
明徳	1390～	93
(1392 合一)		
応永	1394～	1427
正長	1428	
永享	1429～	40
嘉吉	1441～	43
文安	1444～	48
宝徳	1449～	51
享徳	1452～	54
康正	1455～	56
長禄	1457～	59
寛正	1460～	65
文正	1466	
応仁	1467～	68
文明	1469～	86
長享	1487～	88
延徳	1489～	91
明応	1492～	00
文亀	1501～	03
永正	1504～	20
大永	1521～	27
享禄	1528～	31
天文	1532～	54
弘治	1555～	57
永禄	1558～	69
元亀	1570～	72
天正	1573～	91
文禄	1592～	95
(江戸)		
慶長	1596～	1614
元和	1615～	23
寛永	1624～	43
正保	1644～	47
慶安	1648～	51
承応	1652～	54
明暦	1655～	57
万治	1658～	60
寛文	1661～	72
延宝	1673～	80
天和	1681～	83
貞享	1684～	87
元禄	1688～	1703
宝永	1704～	10
正徳	1711～	15
享保	1716～	35
元文	1736～	40
寛保	1741～	43
延享	1744～	47
寛延	1748～	50
宝暦	1751～	63
明和	1764～	71
安永	1772～	80
天明	1781～	88
寛政	1789～	00
享和	1801～	03
文化	1804～	17
文政	1818～	29
天保	1830～	43
弘化	1844～	47
嘉永	1848～	53
安政	1854～	59
万延	1860	
文久	1861～	63
元治	1864	
慶応	1865～	67
(近代)		
明治	1868～	1912
大正	1912～	26
昭和	1926～	89
平成	1989～	2019
令和	2019～	

読み方は慣例によって大体正しいと思われるものによったが，必ずしも一定したものでなく文献によってまちまちなものが少くない。数字は継続した西暦時代。末年は改元の年を含まないが，明治・大正のように明らかに改元の日によって区別したものは改元の年をも含めた。

だ)」と書いた。しかし、いかに急激に秀吉がのしあがったにしても、信長が京都本能寺で自決してから一年たらずにしかならないのに、東国・北国征服の具体的なみとおしや方策をもてるわけがない。右の文章にすぐつづいて「毛利右馬頭殿(毛利輝元、元就の孫)、秀吉存分次第に、御覚悟なされ候えば、日本の治り、頼朝いらい、これにはいかでかますべく候や」というように、毛利一党に降服をすすめる、やんわりしたおどし文句だったのである。しかし、ただのおどし文句ではない。翌六月には大阪城にはいり、七月には近江ではじめて独自のいわゆる太閤検地を行ない、八月諸大名を配置がえして大阪周辺を固めるとともに、諸大名に領国内の城の破壊整理を命じるなど、着々と中央集権的封建支配体制樹立の手をうっていったのである。

北条氏は最後まで秀吉をあまくみていたぐらいだから、こんなことはたいして気にもとめなかったかもしれない。しかし、秀吉が大阪にはいったころ、かねてから北条氏に敵対していた常陸の佐竹義重が秀吉に通じ、翌天正十二年(一五八四)はじめ下野宇都宮国綱・佐野宗綱・下総結城晴朝らが佐竹氏と結んだ。北条氏直は佐竹一党をうつべく下野に出陣したが、それはもはやかつてのようにたんに関東平定のためのものではなくなっていた。北条氏はそれに気づいていたかどうか、ともかくこの年正月小田原城を修築し、翌十三年(一五八五)三月かさねて小田原城・伊豆韮山城に手を加えたのは、やはり秀吉の来攻に備えてであろう。この年六月秀吉はみずから佐竹・宇都宮・結城の諸氏に紀伊・四国平定をしらせ、やがて関東に出兵すべきことを約束した。北条氏がそれを知るわけはないが、その後も各城郭の修築につとめた。

もっとも秀吉は西国平定にいそがしく、東国にはそれ以上なにも手をうたなかったが、天正十五年(一五八七)秀吉みずから出陣して、五月島津氏を降したとなると、北条氏はいよいよ本気に防衛の手はずを整えねばならなくなった。しかし、結論をさきにいってしまうと、戦国大名としてはおそらく最強の戦備を整えたといえるだろうが、秀吉のと比べると、徹頭徹尾問題にならなかった。量の差でなく、質のちがいであった。

北条氏の防備

秀吉の九州平定を耳にしていらい、小田原城はじめ各城郭の修築にいちだんと力をいれはしたが、はじめから攻撃ならぬ防禦しか考えなかったし、考えることもできなかった。秀吉の来攻を目前にした天正十七・十八年(一五八九・九〇)ともなれば話はべつだが、同十五年(一五八七)ころは、徴発範囲はむろんひろげられたとはいえ、まだこれまでどおり村々に普請人夫数を指定し、一人あたり実動一〇日の夫役を命じただけであった(二六六ページ参照)。この年三月相模愛甲郡三増郷(愛川町)の百姓が代官の不法を訴えでた。それにたいして北条氏は、今後年貢いがいは(年貢は代官の所得)、虎の印判状(五七ページ参照)でないかぎり代官が命じても納めるな、代官が少しでもいいがかりをつければ小田原へ直訴せよ、村中の竹木を一本でも切るものがあれば訴えよ(竹木は陣地構築の資材として重要)、今後代官に不法があればすぐやめさせるゆえ奉公につとめよ、と命じた。あて名は「三増郷惣百姓中」である。「惣」はたんに「すべての」という意味だけでなく組織・団結の意味であり、その力をかりて代官・領主を抑え、百姓をみずから直接に統一的に支配しようとする従来の政策がここにもみられる(五九ページ参照)。ところが、この通達には前文がついている。「(百姓の訴えをいれ、代官の不法を)糾明すべく候といえども、普請の時分、さしたる儀にあらず候間、過